

<静岡県立藤枝特別支援学校>
教職員の生徒指導に係る共通ルール

令和6年5月改訂

① 児童・生徒との携帯電話等での連絡について

◇児童・生徒との携帯電話での連絡及びメール・SNSの使用は、一切行わない。ただし、緊急の連絡を必要とする場合、または、児童・生徒の安全や人命等に影響を及ぼす場合で、早急に児童・生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

② 児童・生徒との面談や相談等の実施方法について

◇児童・生徒との面談や相談等は、校内で対面にて行う。
◇実施する場合は教職員個人で対応せず、組織的に対応し教職員間で情報を共有するとともに透明性を高める。
特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
◇やむを得ず1対1で実施する場合は、密室とならぬよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をするとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。

③ 教職員の自家用車への児童・生徒の乗車について

◇原則として、自家用車には児童・生徒を乗車させない。ただし、緊急等の場合を除く。

④ その他

◇上記1～3の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。